

宮崎県アライグマ防除実施計画



令和3年4月

宮崎県

環境森林部自然環境課

目次

1	目的	1
2	特定外来生物の種類	1
3	防除を行う区域	1
4	防除を行う期間	1
5	本県の現状	
	(1) 確認状況	1
	(2) 被害状況	2
	(3) 生息状況等調査について	2
6	防除目標	
	(1) 未侵入段階	4
	(2) 侵入初期段階	4
	(3) 定着・拡大段階	4
7	防除に係る体制	
	(1) 普及啓発	5
	(2) 生息状況等の把握	5
	(3) 捕獲及び捕獲個体の処分	5
	(4) 捕獲に係る注意事項	6

一覧表

アライグマ対策に係る関係機関の役割について

様式

様式第1号：捕獲従事者証

様式第2号：捕獲従事者台帳

様式第3号：捕獲記録票

様式第4号：わな標識

1 目的

アライグマは、北米や中南米が原産で、ペットとして輸入され飼われていたものが、逃げたり、捨てられたりして国内各地で野生化している。

宮崎県内では、令和3年1月までに、アライグマによる農作物等への被害は確認されていないが、4頭が目撃又は自動カメラにより撮影され、また、6頭が捕獲されており、今後、アライグマの侵入・定着による被害の発生が懸念されている。

本計画は、宮崎県内におけるアライグマの防除目標とその他必要な事項を定めることにより、県、市町村、農林水産業者、関係団体及び県民等が、アライグマに対する共通の理解を深め、情報の共有を図り、それぞれの役割を担うことで、効果的かつ継続的な防除体制の確保を図ることを目的とする。

また、各地域でアライグマの生息が確認された場合は、本計画書に基づき生態系・人の生命や身体又は農林水産業等への被害を防止するため、積極的な防除（捕獲）を実施するものとする。

なお、本計画は、アライグマ生息確認後に、市町村が独自に防除実施計画を策定し、国の確認を受けることを妨げるものではない。

2 特定外来生物の種類

アライグマ (*Procyon lotor*)

カニクイアライグマ (*Procyon cancrivorus*)

※本計画書では、単に「アライグマ」という。

なお、現在のところ日本でのカニクイアライグマの定着は確認されていない。

3 防除を行う区域

県内全域

4 防除を行う期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

5 本県の現状

(1) 確認状況

ア 目撃等

平成23年 4月 椎葉村大河内の山林（自動撮影カメラによる撮影）

平成25年 4月 高千穂町岩戸の山林（自動撮影カメラによる撮影）

平成27年 12月 西都市南方の山林（目撃及びカメラによる撮影）

令和 2年 1月 綾町南俣の山林（自動撮影カメラによる撮影）

イ 捕獲

- 平成 27 年 9 月 日之影町見立の山林（雄 1 頭）
- 平成 28 年 2 月 延岡市北川町下赤の山林（雄 1 頭）
- 平成 28 年 12 月 西都市銀鏡の山林（雄 1 頭）
- 平成 29 年 2 月 高原町蒲牟田の山林（雄 1 頭）
- 平成 30 年 11 月 小林市野尻町の山林（雄 1 頭）
- 令和 2 年 11 月 延岡市北方町の果樹園（雄 1 頭）



平成 30 年 11 月に小林市野尻町の山林で捕獲された個体

令和 2 年 1 月に綾町の山林で撮影された個体

(2) 被害状況

アライグマによる被害としては主に次の 4 つが挙げられるが、いずれの被害も県内では確認されていない。

- ア 農林水産業被害
- イ 生態系被害
- ウ 生活環境被害
- エ 人獣共通感染症

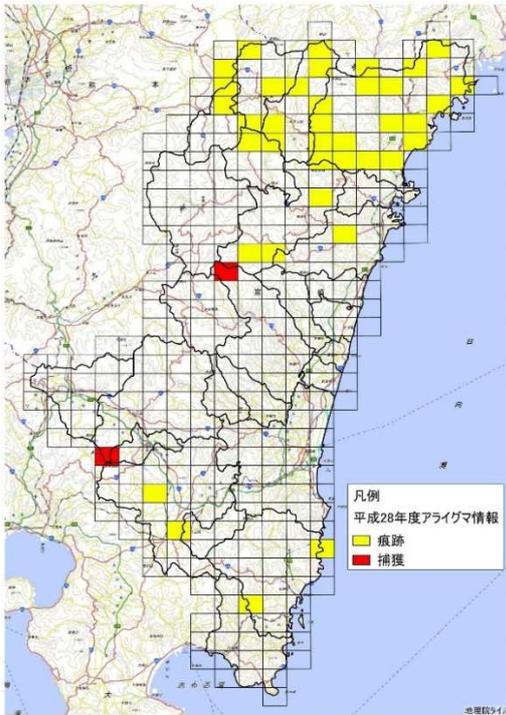
(3) 生息状況等調査について

県内での目撃や捕獲がなされ、繁殖や生息域の拡大が懸念されていることから、被害や目撃等の情報を速やかに把握し、防除の実施に適切に反映させるため、生息実態の把握に努めることが重要である。

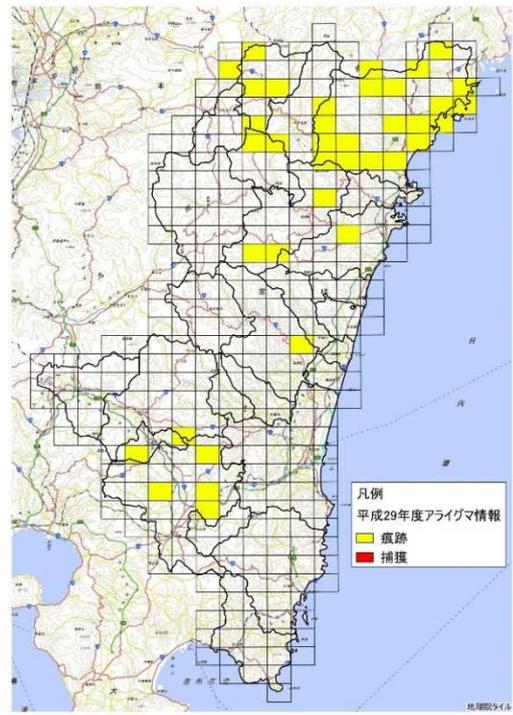
このため、県では平成 28 年度から、市町村等と連携し、建物の爪痕や畑の食害等の痕跡を確認するアライグマ生息状況等調査を年 1 回程度実施し、県内各地における痕跡や目撃情報等の収集を行っている。

県西・県南地域における痕跡が減少傾向にあるが、警戒を緩めることなく防除の体制を強化していくことが重要である。

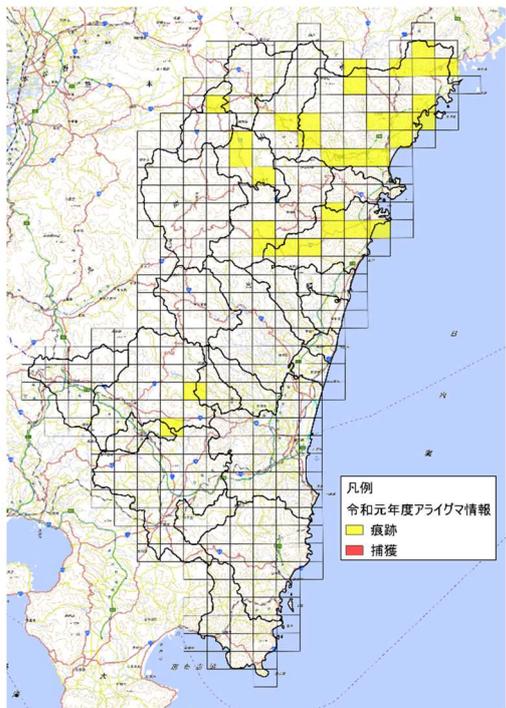
アライグマ生息状況等調査の結果については、次のとおり。



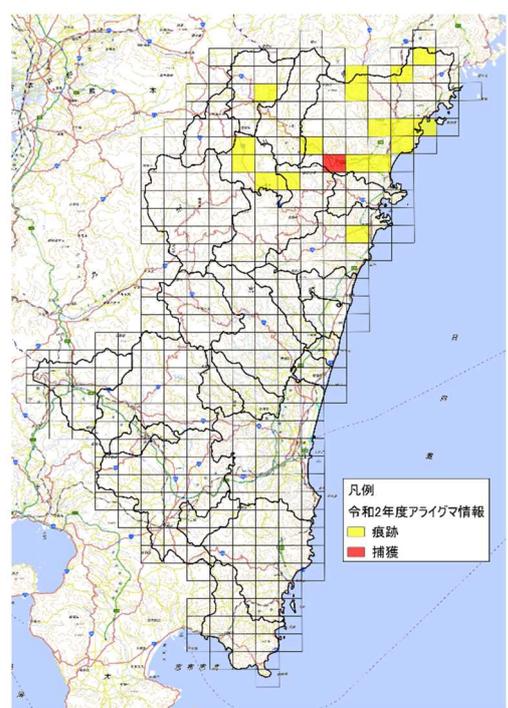
(平成 28 年度アライグマ生息状況調査結果)



(平成 29 年度アライグマ生息状況調査結果)



(令和元年度アライグマ生息状況調査結果)



(令和 2 年度アライグマ生息状況調査結果)

6 防除目標

アライグマの侵入段階に応じて次のとおりとする。

本県では、「5 本県の現状」のとおり、これまでにアライグマが6頭捕獲され、アライグマ生息状況等調査の結果から生息が疑われる痕跡等も確認されている。

このため、県全体としては侵入初期段階として今後防除を進めていくが、地域の状況に応じて適切に対策を行う。

(1) 未侵入段階

目標	普及啓発と侵入の監視
内容	未侵入段階では、地域住民等の防除に対する意識が低いため、防除の必要性の認識や識別能力（誤認防止）の向上等のため、普及啓発を行い、アライグマの認識強化を図るものとする。 また、地域住民等より提供のあった生息・被害情報の集約に努めるものとし、それらの情報の共有を行うとともに県境付近を中心とした監視等の徹底（県境付近の多くは、山林に囲まれているため、林業関係者や猟友会関係者等に監視の協力を依頼する等）により侵入の防止を図るものとする。

(2) 侵入初期段階（侵入初期段階への移行基準：個体の目撃・捕獲等）

目標	早期発見と迅速な完全排除
内容	侵入初期段階では、生息数が少なく、分布が限定されているため、生息が疑われる地域の実際の生息状況について調査及び確認作業を進めるとともに、速やかに捕獲体制を整備し、目撃・捕獲地点及びその周辺区域において防除を行うものとする。

(3) 定着・拡大段階（定着・拡大段階への移行基準：多数の目撃・捕獲、被害の発生）

目標	総合的な防除
内容	定着・拡大段階では、被害発生地点を中心に、地域一体となって集中的に捕獲を行い、生息域の拡大防止を図るとともに、最終的には、完全排除を目標に防除を進めるものとする。 また、被害予防対策として、アライグマの誘因物（生ゴミや農産物残渣等）の除去や、農地では防護柵の設置、家屋においては侵入口をふさぐなど、有効な対策を講じるよう努める。

7 防除に係る体制

（各主体における主な実施内容については、別添一覧表のとおり。）

(1) 普及啓発

県は、市町村等から収集した県内の生息・被害状況を取りまとめ、県ホームページ等の広報媒体により全県的な情報提供を行うとともに、アライグマについての知識、防除の目的や方法について普及啓発を行うものとする。

また、各市町村においても、各地域の状況に応じて、普及啓発に努める。

(2) 生息状況等の把握

国や隣県からの生息状況等に係る情報収集及び県内全域を対象とした生息状況等調査（痕跡・被害状況・住民等への聞き取り等）により、県外（主に隣県）・県内の生息状況等の把握に努める。

生息状況等調査は、各地域の状況に合わせて市町村において実施するものとし、アライグマの目撃情報や痕跡、被害状況を把握したときは、速やかに県に情報を提供するものとする。また、調査は調査項目が農林水産業における被害など多岐にわたることから必要に応じて各地域鳥獣被害対策特命チーム（鳥獣被害対策を総合的かつ効果的に推進するために設置された各地域の関係者で構成された組織）等と連携して行うものとする。

なお、調査により収集した情報は、各市町村において、捕獲・被害防止対策に活用するものとする。

(3) 捕獲及び捕獲個体の処分

生息状況等調査やその他の生息・被害情報をもとに捕獲の必要性を判断し、侵入段階等に応じた捕獲を次のとおり実施していく。

ア 捕獲期間

アライグマの生態等を踏まえ、重点的に行う捕獲時期やわなの設置箇所等を選定し、効果的に捕獲するものとするが、原則、年間を通じて行う。

イ 捕獲主体

市町村が主体となり、県・地域住民等と連携して行う。

また、捕獲個体を適切に処分できる体制（(3)-オ、(4)-キ）を整備する。

ウ 捕獲従事者

捕獲は、原則として狩猟免許所持者が行うこととする。

また、県及び市町村は適切な捕獲と安全に関する知識及び技術に係る講習会を実施し、免許を持たない者を積極的に捕獲従事者として育成する。

なお、市町村は捕獲従事者証（様式第1号）の交付、捕獲従事者台帳（様式第2号）の作成等により捕獲体制を整備するものとし、県は捕獲体制の整備について助言・指導を行う。

エ 捕獲の方法

捕獲は、一般的に使用されている中小型獣用の箱わなにより行うものとし、サイズは80×30×35cm程度で、炭酸ガス殺処分器に入るものが望ましい。

なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）における以下の事項に留意して行う。



（中小型獣用の箱わな）

- （ア）鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された捕獲は行わないこと。
- （イ）鳥獣保護管理法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこと。
- （ウ）鳥獣保護管理法第35条第1項に基づき指定された特定猟具使用禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟具による防除は行わないこと。
- （エ）鳥獣保護管理法第36条に基づき危険猟法として指定される手段による防除は行わないこと。
- （オ）銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第38条において禁止されている行為を行わないこと。

オ 捕獲後の対応

アライグマが捕獲された場合、捕獲従事者は、捕獲年月日、捕獲場所等を捕獲記録票（様式第3号※捕獲従事者証裏面）に記載し、捕獲場所を管轄する市町村へ報告の上、捕獲個体からの検体提供に協力するものとする。なお、報告を受けた市町村は、速やかにその結果を県へ報告するものとする。捕獲した個体については、個人的な持ち帰り、野外への放置は行わず、捕獲従事者、行政職員等が殺処分を行い、原則として市町村において焼却を行うものとする。

（4）捕獲に係る注意事項

ア 捕獲従事者証の携帯

捕獲従事者が捕獲等を行う際には、関係する地域住民等へ周知を行い、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づいた防除を行っていることを証する捕獲従事者証を必ず携帯する。

イ わなの設置

捕獲に使用するわなが外来生物法に基づく正当なものであることを示すため、目的、捕獲従事者名、連絡先等が記載されたわな標識（様式第4号）を1基ごとに設置する。また、様式は記載内容が識別できる範囲で縮小して使用することができる。

なお、狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施する。

ウ 錯誤捕獲の防止

アライグマ以外の鳥獣を誘引することによる錯誤捕獲を可能な限り低減するため、わなに使用する餌をアライグマがより選択的に捕獲されやすいもの（キャラメルコーン等）にするなどの工夫を行う。

また、防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮する。

エ わなの点検

ウによる錯誤捕獲の防止とともに、錯誤捕獲した鳥獣がわなの中で衰弱したり死亡したりすることのないよう、原則として1日1回わなの巡視を行い、錯誤捕獲した場合には、速やかかつ適切な放獣を行う。

オ 捕獲個体の運搬

捕獲個体の運搬については、行政職員もしくは捕獲従事者が行う。生体の場合には、個体に過度なストレスがかからぬよう配慮するとともに、逸出の防止に努める。

カ 捕獲個体の引き渡し、譲り受け

学術研究、展示、教育その他公益上の理由によって捕獲個体（生きている個体に限る。）を引き渡す場合は、譲り受ける者が外来生物法に基づく飼養等の許可を事前に受けていることに留意する。

キ 殺処分方法

捕獲個体を殺処分する際には、動物の愛護および管理に関する法律に基づき、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行う。

なお、コスト等の面から、炭酸ガスや電気止め刺し器等による方法を用いることが望ましい。



(炭酸ガス殺処分器)



(電気止め刺し器)

ク 安全・衛生面

アライグマに関する主な人獣共通感染症（人と人以外の脊椎動物の間で自然に移行する病気又は感染）には、狂犬病、レプトスピラ症、アライグマ回虫症などがあることから、捕獲に従事する際は、手袋等を着用して作業を行い、素手では触らない。

また、捕獲されたアライグマが暴れたりすることによる怪我などとともに、感染症等についても十分留意して取り扱う。

ケ 調査等への協力

他県等から検体の採取等に基づく調査研究への協力依頼があった場合は、県内で捕獲された個体に係る検体の提供等についても積極的に協力していく。

アライグマ対策に係る関係機関の役割について

	防除実施計画	生息状況等調査	防除	その他支援等
自然環境課	◎防除実施計画の策定 ◎計画の見直し	◎近隣県等の情報の収集・提供 ◎全県的な生息情報、被害状況等の収集・提供	◎捕獲体制整備に係る研修会の開催	◎普及啓発用資料の作成・配布
県出先事務所 (西臼杵支庁・各農林振興局)		◎管内調査への指導・協力	◎広域的防除の実施 ◎市町村を対象とした捕獲体制整備に関する助言・指導	◎管内の市町村、農林水産業者、地域住民等への被害防止対策及び捕獲手法等に関する助言・指導
各地域鳥獣被害特命チーム		◎管内調査への指導・協力	◎広域的防除の実施	◎農林水産業者、地域住民等への被害防止対策に係る助言・指導
市町村	(◎防除計画の策定) ◎捕獲従事者証の交付 ◎捕獲従事者台帳の作成	◎管内調査の実施	◎捕獲体制の整備 (研修会の開催等) ◎捕獲個体の最終処分	◎管内の農林水産業者、地域住民等への被害防止対策及び捕獲手法等に関する助言・指導
農林水産業者、地域住民等		◎目撃・被害情報の提供	◎捕獲従事者への積極的な登録	◎被害防止対策の実施（アライグマを引きつける要因の除去、農地や家屋への侵入防止対策等）
捕獲従事者		◎目撃・捕獲・被害情報の提供	◎捕獲の実施 ◎捕獲個体の運搬 ◎捕獲後の市町村への報告	
狩猟免許所持者 (有害鳥獣捕獲班員)		◎目撃・捕獲・被害情報の提供	◎捕獲従事者への積極的な登録 ◎捕獲手法等の助言・指導	◎農林水産業者、地域住民等への被害防止対策に係る助言・指導
鳥獣被害対策支援センター		◎生息状況等調査に係る助言・指導		◎被害防止対策及び捕獲手法等に関する助言・指導 ◎被害防止対策及び捕獲手法等に係る普及啓発

(様式第1号)

第 号

交付年月日 年 月 日

使用期限 年 月 日

宮崎県アライグマ防除計画に基づく捕獲従事者証

〇〇市(町・村)長 印

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
登録日	
免許番号 ※狩猟免許所持者のみ	
備考	

注意事項

- ・アライグマの捕獲に従事する際には捕獲従事者証を必ず携帯し、かつ他人に使用させてはならない。
- ・アライグマが捕獲された場合、直ちに裏面に記載された事項について、記録するとともに、交付を受けた市町村へ報告すること。
- ・捕獲従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、交付を受けた市町村長に返納すること。

(様式第3号)

捕獲記録票

捕獲年月日	性別	捕獲場所	捕獲方法
No. 1 年 月 日	※雌の場合は妊娠の有無を記載		
	体重	頭胴長	備考 (地目等)
	kg	cm	
捕獲年月日	性別	捕獲場所	捕獲方法
No. 2 年 月 日	※雌の場合は妊娠の有無を記載		
	体重	頭胴長	備考 (地目等)
	kg	cm	
捕獲年月日	性別	捕獲場所	捕獲方法
No. 3 年 月 日	※雌の場合は妊娠の有無を記載		
	体重	頭胴長	備考 (地目等)
	kg	cm	
捕獲年月日	性別	捕獲場所	捕獲方法
No. 4 年 月 日	※雌の場合は妊娠の有無を記載		
	体重	頭胴長	備考 (地目等)
	kg	cm	
捕獲年月日	性別	捕獲場所	捕獲方法
No. 5 年 月 日	※雌の場合は妊娠の有無を記載		
	体重	頭胴長	備考 (地目等)
	kg	cm	

(様式第4号)

わな標識

外来生物法に基づくアライグマ防除	
捕獲従事者氏名	(登録番号) 市町村番号 — 通し番号 (氏名) (捕獲従事者登録日) 年 月 日
住所	
連絡先	(電話)
捕獲期間	年 月 日から 年 月 日まで